

■各学校施設における基礎情報

資料7

学校施設	根拠法令	建築年	建物状況								長寿命化計画	
			経過年数 (2024時点/A)	建物の構造	建物の階数	校舎棟	体育館棟	耐震化の状況	法定耐用年数(B)	B-A	計画策定の有無	計画期間
吉川小学校	学校教育法	S47年 (1972)	51年	RC造	3階建	2,765㎡	1,548㎡	耐震化済	47年	▲4年	○	40年間
光風台小学校	学校教育法	S53年 (1978)	45年	RC造	3階建	6,415㎡	1,032㎡	耐震化済	47年	2年	○	40年間
東ときわ台 小学校	学校教育法	S57年 (1982)	41年	RC造	3階建	4,695㎡	1,072㎡	新耐震基準	47年	6年	○	40年間

学校施設	建築要件				
	都市計画区域	用地地域	その他区域	建築可能な用途	備考(第3次豊能町都市計画マスタープラン参照)
吉川小学校	市街化調整区域	指定なし	・土砂災害警戒区域(一部)	学校施設(校区設定しているものに限る)、社会福祉施設(地域密着型、町福祉部局が認めたもの)、医療施設、観光資源の有効な利用上必要な施設、農林水産物の処理等の施設、その他別途協議	左記以外は、地区計画または都計法第34条第14号に基づく新たな提案基準の策定が必要(災害危険エリアを除く)
光風台小学校	市街化区域	第一種中高層住居専用地域	・光風台山ノ手地区計画区域 ・土砂災害特別警戒区域(一部) ・土砂災害警戒区域(一部)	住宅、共同住宅、シェアハウス、兼用住宅、店舗、公共施設、病院、学校等(※備考欄の条件あり)	①用途地域で認められている建物を建てる場合には、光風台山ノ手地区計画の中で、「学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)図書館、その他これに類するもの。」とあるため、地区計画の変更が必要 ②屋内運動場を体育館として使用不可⇒これを可能にするには、用途地域の変更が必要(第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ)
東ときわ台 小学校	市街化区域	第一種低層住居専用地域	・土砂災害特別警戒区域(一部) ・土砂災害警戒区域(一部)	住宅、共同住宅、シェアハウス、兼用住宅、公共施設、病院、学校等(※備考欄の条件あり)	①公共施設のうち役場施設は不可(支所は可) ②屋内運動場を体育館として使用不可⇒これを可能にするには、用途地域の変更が必要(第一種低層住居専用地域から第一種住居地域へ)